

第87回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和5年4月28日（金）
16時から

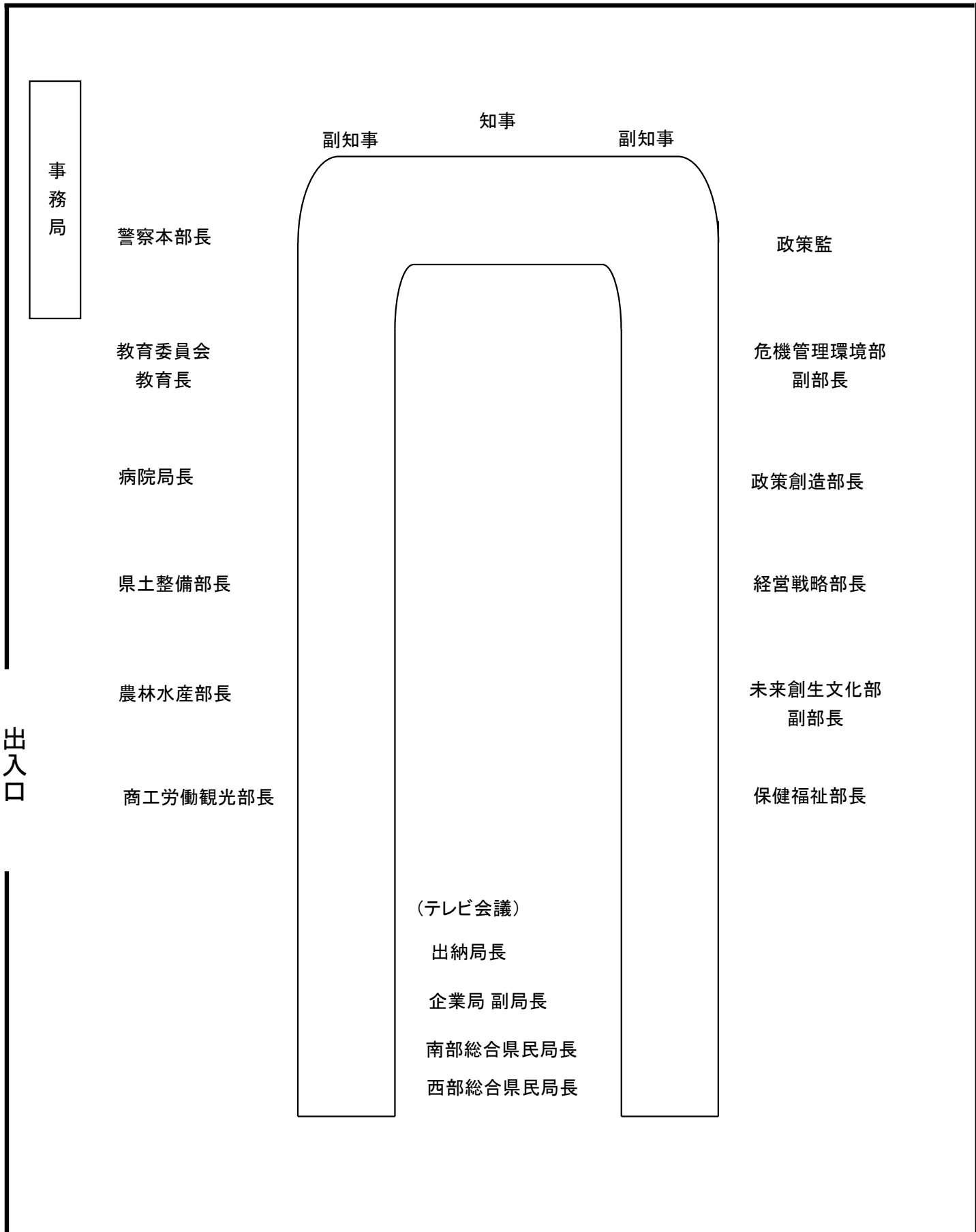
場 所：県庁3階 特別会議室

◎協議事項

- ・新型コロナウイルス感染症の「5類移行」にかかる
本県の対応について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

令和5年4月28日(金)

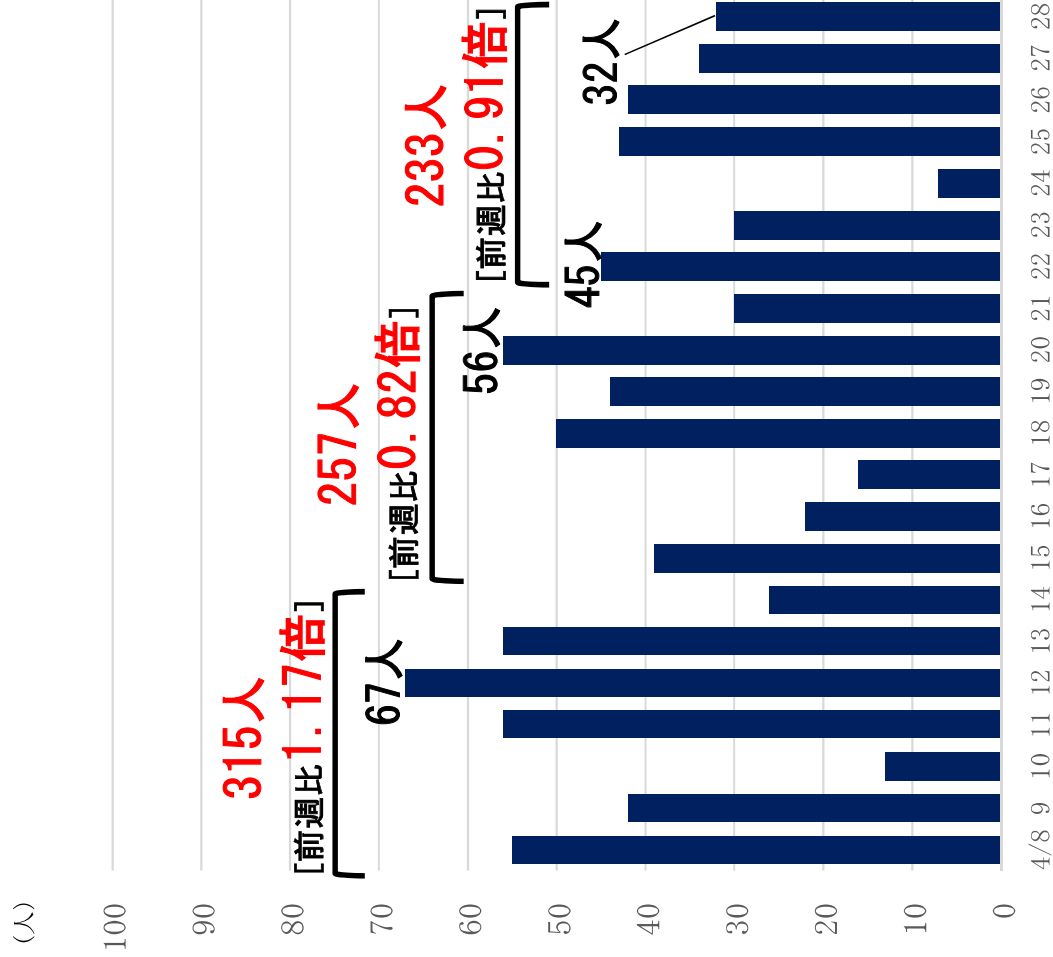


新規陽性者数及び最大確保病床使用率の推移

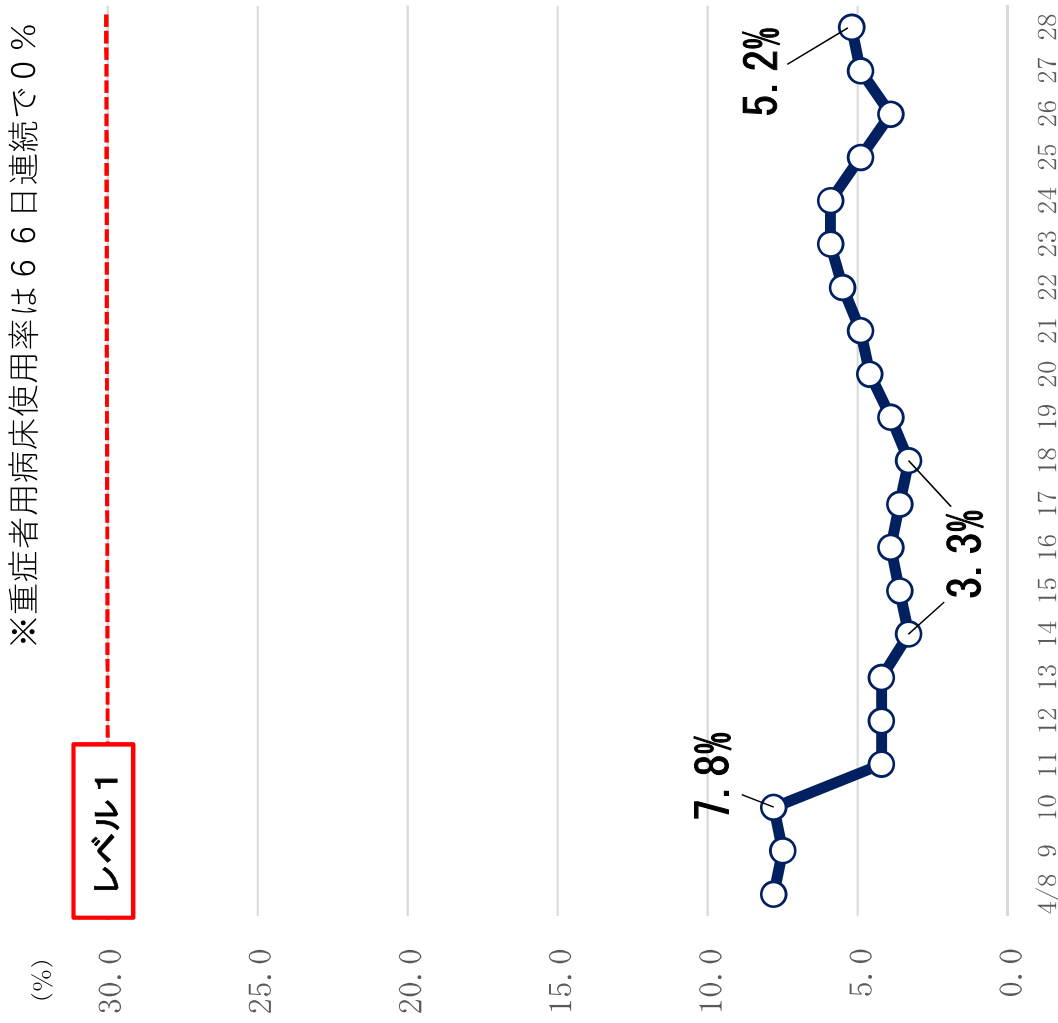
資料 1

- ・ 1週間の新規陽性者数は、2週連続で、前週今週比「1」未満
- ・ 最大確保病床使用率は、4 / 4以降、25日連続で10%未満

「新規陽性者数」の推移

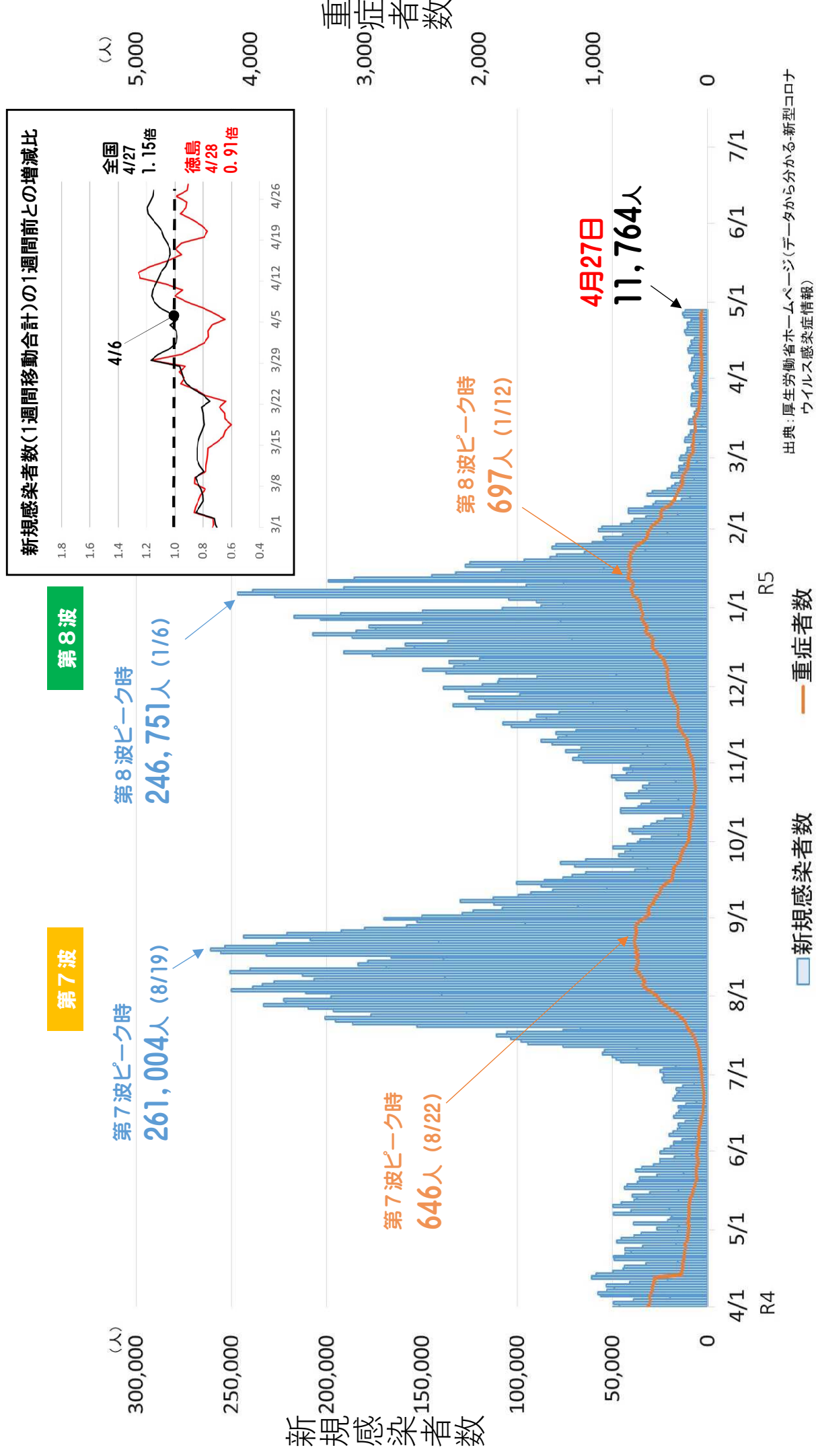


「最大確保病床使用率」の推移



全国の新規感染者数・重症者数推移

資料 2



全国の新規感染者数について、1週間前との増減比においては「1」を上回っているものの、**昨年夏の感染拡大前を「下回る」**状況が継続している。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る
新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症への移行について

【直近の感染状況と 5 類感染症への移行について】

今般の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、本年 5 月 8 日から「5 類感染症」に位置づけることを決定しました。

本日開催した厚生科学審議会感染症部会において、

- ① 国内では、いずれもオミクロン株の亜系統である XBB.1.5 系統や XBB.1.9 系統の占める割合が増加する等の動きはあるものの、これらの変異株について重症度が上昇していることを示す知見は国内外で確認されていないこと、
- ② 感染状況は足元で増加傾向となっているが、水準は昨年夏の感染拡大前を下回る状況が継続し、病床使用率や重症病床使用率は全国的に低い水準にあること

から、病原性が大きく異なる変異株の出現等の科学的な前提が異なるような特段の事情は生じていないことが確認されました。

このように感染症部会で確認されたことを受けて、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症について、本年 5 月 7 日をもって「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなることを公表いたします。これに伴い、今般の新型コロナウイルス感染症については、本年 5 月 8 日から感染症法の「5 類感染症」に位置づけることとします。

今般の新型コロナウイルス感染症が確認されて 3 年余り、医療機関や高齢者施設等の現場で献身的に従事いただいた医師・看護師・介護職員等エッセンシャルワーカーの皆様、保健所等で昼夜を惜しんで新型コロナウイルス感染症の対

策に当たっていただいた都道府県・市区町村の担当者の皆様等、関係者の皆様の多大なご協力により、8回にわたる感染拡大の波を乗り越え、ウィズコロナへの移行を進めてくることができました。改めて感謝を申し上げます。

また、この3年余りの間には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言をはじめ、様々な制限・制約をやむを得ずお願いすることとなりましたが、この間、新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただいた国民の皆様にご感謝申し上げます。

【今後の対応について】

今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法、予防接種法（昭和23年法律第68号）、検疫法（昭和26年法律第201号）等に基づき、政府をあげて、各種対策に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に位置づけることとなり、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組を基本とする対応に転換することになります。

（1）発生動向の把握

患者の発生動向等の把握については、位置づけ変更後は、感染症法に基づく定点医療機関による新規感染者数の報告が基本となりますが、これに加えて、血清疫学調査（抗体保有率調査）や下水サーベイランス研究等を含め、重層的な確認を行っていきます。

（2）医療提供体制

医療提供体制については、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な対応に移行していきます。具体的には、今後も一定の感染拡大が生じることも想定して、都道府県毎に移行計画を策定していただき、段階的に移行していきます。

（3）新型コロナウイルス感染症の患者等への対応

感染症法に基づく入院措置・勧告、外出自粛要請といった私権制限がなくなります。これに伴い医療費の一部自己負担が生じることとなりますが、位置づ

け変更による急激な負担増を避ける観点から、一定の公費支援について期限を区切って継続します。また、外出を控えるかどうかは、ウイルスの排出期間や外出を控えることが推奨される期間（発症後5日間）を参考に、個人で判断いただくこととなります。

（4）基本的な感染対策

マスクの着用をはじめとする基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることを基本としつつ、その判断に資するよう、情報提供を進めていきます。感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策の検討をお願いします。

（5）新型コロナワクチン

新型コロナワクチンについて、特例臨時接種として、引き続き自己負担なく接種を実施します。追加接種の対象となる全ての方を対象に9月を目途に接種を開始する予定ですが、高齢者等重症化リスクの高い方等には秋を待たずに、5月8日以降、接種を実施します。

新型コロナウイルス感染症は今後も一定の流行が続くと予想されています。厚生労働省としては、「5類感染症」への位置づけの変更に伴うこれらの対応を医療関係者、都道府県、市区町村等関係者と連携して進めています。

なお、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直していきます。併せて、迅速かつ的確に、次の感染症危機に対応できるよう、昨年成立した改正感染症法等に基づき必要な準備についても進めていきます。

今後とも、医療関係者、都道府県・市区町村等関係者、国民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和5年4月27日
厚生労働大臣

加藤勝信

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

〔令和5年4月28日〕
閣議決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（令和2年1月30日閣議決定）を廃止する。

附 則

この閣議決定は、令和5年5月8日から施行する。

5月8日以降

新型コロナウイルス感染症は インフルエンザと同等の5類感染症 になります

感染に不安を感じられる方はインフルエンザと同様の対策を



マスクの着用



手洗いやうがい

インフルエンザと対応が異なる点

	インフルエンザ	新型コロナ
推奨される療養期間	発症後5日間 かつ解熱後2日間	発症後5日間 かつ症状軽快後24時間
受診できる医療機関	ほぼすべての医療機関	かかりつけ医や相談窓口 にお問い合わせください
ワクチン接種	自己負担あり (希望者に接種)	令和5年度は無料 (希望者に接種)

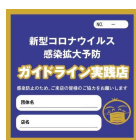
対応可能
医療機関を
拡大中!

以下の制度は終了となります

事業者版
スマートライフ宣言



ガイドライン実践店
ステッカー



コロナ対策三ツ星店
ステッカー



VTP 制度登録店
ステッカー



とくしまコロナ
お知らせシステム



新型コロナ相談窓口

○ 感染が疑われる際の受診相談

24時間受付 TEL : 0570-200-218

○ コロナワクチン専門相談窓口

受付時間 8:00-20:00 TEL : 0120-808-308

○ 自宅療養者健康相談窓口

24時間受付 TEL : 0570-783-880

5 類移行後の対応について

資料5

5類移行後の対応 (R5.5.8～)	
項目	
医療提供体制【外来】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「外来対応医療機関」に名称変更 ➤ より幅広い医療機関で受診可能 ※418医療機関 (R5.4.28時点) ➤ より幅広い医療機関で受入可能 ※119医療機関469床 (R5.4.28時点) ➤ 医療機関間による入院調整へ移行 ※入院調整相談窓口を設置し、医療機関の調整を支援
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「受診相談」、「自宅療養者健康相談」、 「ワクチン専門相談」を継続
医療費 (外来・入院費)	<p>保険診療(自己負担あり)となるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新型コロナウイルス治療は公費負担 (9月末まで) ➤ 入院医療費は、高額療養費の自己負担限度額から 最大2万円を減額 (9月末まで)
発生動向把握	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定点医療機関による発生動向把握に移行、週1回公表
高齢者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ハイリスク者対応として引き続き重点的に支援 ※感染拡大防止、施設内療養への支援等
ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公費負担を継続 ※高齢者等は5月開始と9月開始の2回接種 ※高齢者等以外の方は9月開始の1回接種



GW期間における「戦略的な検査」の実施

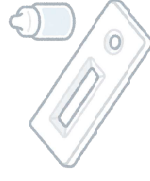
資料6

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行するが、高齢者施設等では、引き続き感染防止対策が必要

施設等へ「持ち込ませない」
対策の徹底

【期間】 4月29日(土・祝)～5月19日(金)

**【対象者】 通所施設(高齢者、障がい者・児)、訪問事業所(高齢者、障がい者)、
高齢者入所施設、障がい者・児入所施設、
療養病床を有する病院・有床診療所、精神科病院、
保育所、認定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童養護施設
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等学校、特別支援学校等の希望職員**



【回数】 「週3回」の検査

**「高齢者施設等」、「児童等利用施設」、「学校等」における
感染防止対策を徹底**